

令和4年6月3日

各 位

一般社団法人 全国信用組合中央協会

預金の不正払戻し件数・金額等に関する調査結果について

金融庁からの要請「預金口座の適切な管理等について」を受け、会員信用組合に対し標記調査を実施いたしましたので、その結果を以下のとおり公表いたします。

預金の不正払戻し件数・金額等に関する調査結果

(対象：145 組合)

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額

時 期	件 数	金 額
平成 19 年度	6 件	1,066 万円
平成 20 年度	4 件	83.9 万円
平成 21 年度	3 件	85.4 万円
平成 22 年度	0 件	0 万円
平成 23 年度	5 件	290.5 万円
平成 24 年度	0 件	0 万円
平成 25 年度	0 件	0 万円
平成 26 年度	0 件	0 万円
平成 27 年度	0 件	0 万円
平成 28 年度	0 件	0 万円
平成 29 年度	2 件	30.0 万円
平成 30 年度	0 件	0 万円
令和元年度	0 件	0 万円
令和 2 年度	0 件	0 万円
令和 2 年 4 月～6 月	0 件	0 万円
令和 2 年 7 月～9 月	0 件	0 万円
令和 2 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 3 年 1 月～3 月	0 件	0 万円
令和 3 年度	1 件	50.0 万円
令和 3 年 4 月～6 月	1 件	50.0 万円
令和 3 年 7 月～9 月	0 件	0 万円
令和 3 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 4 年 1 月～3 月	0 件	0 万円

(注 1) 「盗難通帳による払戻し」とは、お客様より「盗難通帳、証書により払い出された」との申し出があり、実際に払い出されているもの。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額

時 期	件 数	金 額
平成 19 年度	3 件	204.2 万円
平成 20 年度	1 件	23.1 万円
平成 21 年度	5 件	220.3 万円
平成 22 年度	1 件	12.3 万円
平成 23 年度	2 件	21.8 万円
平成 24 年度	3 件	443.5 万円
平成 25 年度	1 件	100.0 万円
平成 26 年度	0 件	0 万円
平成 27 年度	1 件	6.0 万円
平成 28 年度	1 件	36.0 万円
平成 29 年度	2 件	80.4 万円
平成 30 年度	0 件	0 万円
令和元年度	1 件	31.0 万円
令和 2 年度	0 件	0 万円
令和 2 年 4 月～6 月	0 件	0 万円
令和 2 年 7 月 9 月	0 件	0 万円
令和 2 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 3 年 1 月～3 月	0 件	0 万円
令和 3 年度	0 件	0 万円
令和 3 年 4 月～6 月	0 件	0 万円
令和 3 年 7 月～9 月	0 件	0 万円
令和 3 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 4 年 1 月～3 月	0 件	0 万円

(注1) 調査結果は、自組合のお客様からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「時期」とは、偽造キャッシュカードにより預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位

3. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額

時 期	件 数	金 額
平成 19 年度	44 件	1,750.2 万円
平成 20 年度	31 件	1,519.3 万円
平成 21 年度	52 件	2,407.1 万円
平成 22 年度	59 件	3,515.8 万円
平成 23 年度	38 件	1,916.2 万円
平成 24 年度	20 件	901.1 万円
平成 25 年度	16 件	1,150.8 万円
平成 26 年度	9 件	812.4 万円
平成 27 年度	9 件	446.2 万円
平成 28 年度	19 件	1,408.2 万円
平成 29 年度	72 件	5,536.8 万円
平成 30 年度	135 件	10,040.8 万円
令和元年度	184 件	13,285.8 万円
令和 2 年度	131 件	10,002.4 万円
令和 2 年 4 月～6 月	21 件	1,286.6 万円
令和 2 年 7 月～9 月	34 件	2,658.0 万円
令和 2 年 10 月～12 月	42 件	3,132.4 万円
令和 3 年 1 月～3 月	34 件	2,925.4 万円
令和 3 年度	93 件	6,639.2 万円
令和 3 年 4 月～6 月	27 件	1,859.1 万円
令和 3 年 7 月～9 月	23 件	1,196.2 万円
令和 3 年 10 月～12 月	21 件	1,230.3 万円
令和 4 年 1 月～3 月	22 件	2,353.6 万円

(注1) 調査結果は、自組合のお客様からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「時期」とは、盗難キャッシュカードにより預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

4. インターネットバンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額

時 期	件 数	金 額
平成 19 年度	1 件	47.9 万円
平成 20 年度	0 件	0 万円
平成 21 年度	0 件	0 万円
平成 22 年度	0 件	0 万円
平成 23 年度	0 件	0 万円
平成 24 年度	0 件	0 万円
平成 25 年度	0 件	0 万円
平成 26 年度	5 件	5,177.1 万円
平成 27 年度	25 件	7,817.4 万円
平成 28 年度	9 件	1,269.9 万円
平成 29 年度	3 件	3,163.7 万円
平成 30 年度	3 件	113.0 万円
令和元年度	0 件	0 万円
令和 2 年度	20 件	9,891.0 万円
令和 2 年 4 月～6 月	0 件	0 万円
令和 2 年 7 月～9 月	20 件	9,891.0 万円
令和 2 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 3 年 1 月～3 月	0 件	0 万円
令和 3 年度	0 件	0 万円
令和 3 年 4 月～6 月	0 件	0 万円
令和 3 年 7 月～9 月	0 件	0 万円
令和 3 年 10 月～12 月	0 件	0 万円
令和 4 年 1 月～3 月	0 件	0 万円

(注1) 調査結果は、自組合のお客様からの申出があり、その時点で当該口座を確認した結果、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払出しである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「時期」とは、インターネットバンキングにより預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

5. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成 19 年度	255 件	50(46) 件	259 件
平成 20 年度	254 件	281(279) 件	256 件
平成 21 年度	148 件	123(104) 件	167 件
平成 22 年度	162 件	120(108) 件	174 件
平成 23 年度	261 件	152(127) 件	286 件
平成 24 年度	340 件	157(130) 件	367 件
平成 25 年度	394 件	174(144) 件	424 件
平成 26 年度	310 件	96(66) 件	340 件
平成 27 年度	254 件	155(130) 件	279 件
平成 28 年度	309 件	253(215) 件	347 件
平成 29 年度	246 件	224(166) 件	304 件
平成 30 年度	285 件	125(99) 件	311 件
令和元年度	200 件	173(141) 件	232 件
令和 2 年度	114 件	156(106) 件	164 件
令和 2 年 4 月～6 月	12 件	60(22) 件	50 件
令和 2 年 7 月～9 月	30 件	17(11) 件	36 件
令和 2 年 10 月～12 月	34 件	48(44) 件	38 件
令和 3 年 1 月～3 月	38 件	31(29) 件	40 件
令和 3 年度	132 件	97(71) 件	158 件
令和 3 年 4 月～6 月	22 件	15(11) 件	26 件
令和 3 年 7 月～9 月	42 件	26(21) 件	47 件
令和 3 年 10 月～12 月	46 件	30(21) 件	55 件
令和 4 年 1 月～3 月	22 件	26(18) 件	30 件

(注 1) 「口座不正利用」とは「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる『オレオレ詐欺』における振込口座」等、法令や公序良俗に違反する行為に預金口座が利用されること。

(注 2) 「件数」は原則として口座単位。

(注 3) 「強制解約等」件数の括弧内は当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

(注 4) 「合計」数は利用停止及び強制解約等（除く既口座利用停止）の合計。すなわち、合計数（令和 4 年 1 月～3 月）は、22（利用停止件数）＋26（強制解約等件数）－18（既口座利用停止件数）＝30。